



目 次

規 則	ページ
◎高知県契約規則の一部を改正する規則	1
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎高知県自動車の運転及び管理規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定納付受託者の指定 (政策企画課)	2
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務の委託 ( " )	2
◎告示(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正 (法務文書課)	3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程	3
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	4
高知県公安委員会告示	
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱	4
○警備員指導教育責任者講習の実施	4
○警備員等に係る検定の実施	5
入札公告	
○一般競争入札(土佐NET端末等の借入れ)の公告 (警察本部会計課)	6

規 則

高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第13号

高知県契約規則の一部を改正する規則

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」を「第62条」に改める。

第8条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第38条第2項第2号中「をいう」を「をいう。第62条において同じ」に改める。

第7章中第61条の次に次の1条を加える。

(電子的方式等による手続の特例)

**第62条** この規則に定める手続(固有財産売却システムに係るもの及び物品電子調達システムに係るものを除く。)のうち知事が別に定めるものは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録による方法により行うことができる。

附 則

この規則は、令和4年5月9日から施行する。

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第14号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則(平成19年高知県規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表中「高知県立高知西高等学校 高知県立高知国際中学校」を「高知県立高知西高等学校」に、「高知県立日高特別支援学校高知みかづき分校」を「高知県立日高特別支援学校高知みかづき分校 高知県立日高特別支援学校高知しんほんまち分校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第1号

本 庁  
各出先機関

高知県自動車の運転及び管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県自動車の運転及び管理規程の一部を改正する訓令

高知県自動車の運転及び管理規程(昭和36年12月高知県訓令第33号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記  
第1号様式  
(表紙)

年度  
(自動車両登録番号)号  
自動車使用記録簿

(内容)

月日	運転者所属・氏名	行先	運転実績			燃料の補給量	燃料の残量の割合	確認時刻	酒気帯び確認				備考
			開始時刻	終了時刻	走行後の走行距離計の目盛り				自認等による確認方法	検知機の使用状況	酒気帯びの有無	指示事項	
			時 分	時 分	km	0	運転前		対面・電話その他	<input type="checkbox"/>	無		
							運転後		対面・電話その他	<input type="checkbox"/>	有・無		
							運転前		対面・電話その他	<input type="checkbox"/>	有・無		
							運転後		対面・電話その他	<input type="checkbox"/>	有・無		
							運転前		対面・電話その他	<input type="checkbox"/>	有・無		
							運転後		対面・電話その他	<input type="checkbox"/>	有・無		
							運転前		対面・電話その他	<input type="checkbox"/>	有・無		
							運転後		対面・電話その他	<input type="checkbox"/>	有・無		
							運転前		対面・電話その他	<input type="checkbox"/>	有・無		
							運転後		対面・電話その他	<input type="checkbox"/>	有・無		
							運転前		対面・電話その他	<input type="checkbox"/>	有・無		
							運転後		対面・電話その他	<input type="checkbox"/>	有・無		
							運転前		対面・電話その他	<input type="checkbox"/>	有・無		
							運転後		対面・電話その他	<input type="checkbox"/>	有・無		
							運転前		対面・電話その他	<input type="checkbox"/>	有・無		
							運転後		対面・電話その他	<input type="checkbox"/>	有・無		
月分													所属長の確認

注 1 自所属の自動車を運転する場合は、「運転者所属・氏名」欄の所属の記入は不要であること。  
 2 「酒気帯び確認」の「自認等による確認方法」欄及び「酒気帯びの有無」欄は、いずれかを○で囲むこと。  
 3 「酒気帯び確認」の「検知機の使用状況」欄は、アルコール検知器を使用した場合に□内にレ印を付けること。  
 4 路程の途中で運転者を交替する場合は、運転者ごとに記入すること。  
 5 所属長は、月末において、1月ごとに確認の上、「備考」欄に署名し、又は押印すること。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第435号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和4年4月1日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司

指定納付受託者		指定納付受託者に納付させる歳入	指定期間
事務所の所在地	名称		
高知市知寄町一丁目4番30号	株式会社高知カード	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	楽天グループ株式会社		
東京都港区海岸一丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー	S B ペイメントサービス株式会社		
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	株式会社トラスバンク		
東京都千代田区紀尾井町1番3号	P a y P a y 株式会社		

高知県告示第436号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司

委託した者		委託の内容	委託期間
事務所の所在地	名称		
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	楽天グループ株式会社	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
東京都中央区京橋二丁目2番1号	株式会社さとふる		
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	株式会社トラスバンク		

高知県告示第437号

平成15年4月高知県告示第226号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司

表中「健康長寿政策課」を「保健政策課」に、「高齢者福祉課」を「長寿社会課」に、「国際交流課」を「文化国際課」に改める。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第5号

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「第37条」を「第38条」に改める。

第5章中第37条の次に次の1条を加える。

(電子的方式等による手続の特例)

第38条 この規程に定める手続のうち高知県公営企業局長が別に定めるものは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録による方法により行うことができる。

附 則

この規程は、令和4年5月9日から施行する。

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第1号

教育委員会事務局

各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

高知県教育長 長岡 幹泰

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程(昭和46年3月高知県教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「専決」を「専決等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第1項及び第6条から第15条までに規定されていない事務であっても、教育長の権限に属する事務で、同項及び第6条から第15条までに規定する事務から類推することが適当であると認められるものについては、法令に特別の定めがある場合を除き、同項及び第6条から第15条までに定めるところにより、教育長の決裁を受け、又は専決させることができる。

第13条及び第14条を次のように改める。

第13条及び第14条 削除

別表2の(11)の項中「高知県行政手続条例」を「行政手続法(平成5年法律第88号)及び高知県行政手続条例」に改め、同表2の(12)の項中「高知県行政手続条例」を「行政手続法及び高知県行政手続条例」に改め、同表2の(13)のイの項中「係る審査請求」を「関する審査請求」に改め、「法務文書課長」を削り、同表2の(13)のウの項中「法務文書課長」及び「当該決定に係る第三者からの意見の聴取及び全部開示を行うものについては、合議しない。」を削り、同表2の(13)のエの項中「その他公文書の開示の実施」を「アからウまでの事項以外の公文書の開示に関すること。」に改め、同表2の(14)の項を次のように改める。

(14) 個人情報保護に関すること。	ア 高知県個人情報保護制度委員会からの意見の聴取			○				
	イ 高知県個人情報保護審査会への諮問			○				
	ウ 個人情報の	○					法務文	

開示決定等、訂正決定等及び是正決定等並びに開示請求、訂正請求及び是正請求に係る不作為に関する審査請求に対する裁決				書課長	
エ 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び是正決定等並びに当該開示決定等、訂正決定等及び是正決定等に係る通知			○	法務文書課長	全部開示を行うものについては、合議しない。
オ 個人情報の開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知			○		
カ アからオまでの事項以外の個人情報の開示、訂正及び是正に関すること。			○		
キ 事業者の個人情報の取扱いに関すること。			○	法務文書課長	
ク アからキまでの事項以外の個人情報保護に関すること。			○		

別表3の(4)の項中「及び早出遅出勤務」を「、早出遅出勤務及び在宅勤務」に改め、同表11の(3)のウの項中「及び子ども食堂支援基金」を「、子ども食堂支援基金及び動物愛護基金」に改め、同表12の(18)のテの項中

「支出負担行為済の繰越し及び債務負担行為に関することは、課長が専決する。」

を  
「支出負担行為済の繰越し及び債務負担行為に関することは、課長が専決する。」

補助金等検査調査兼確定書により額が確定したことに伴うものについては、課長が専決することができる。」に改め、同表備考2中「、財政課企画監」を削る。

**附 則**

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

-----  
**公 安 委 員 会 規 則**  
-----

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

**高知県公安委員会規則第7号**

**高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 国道33号の項中「吾川郡いの町字羽根の西側3065番3」を「高岡郡佐川町字岩ノ越丙1391番4」に、「同町大内字ハキ原39番1地先」を「同町字羽根の西側3065番3」に、「高岡郡佐川町字岩ノ越丙1391番4」を「同町波川字ハリギ310番5」に改め、同表中

「

県道北本町領石（県道384号）	高知市北金田6番1地先から南国市岡豊町八幡字関浦562番1地先まで
-----------------	-----------------------------------

」

を  
「

県道北本町領石（県道384号）	高知市南御座1103番1から同市南御座1605番まで
	高知市北金田6番1地先から南国市岡豊町八幡字関浦562番1地先まで

」

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**公 安 委 員 会 告 示**  
-----

**高知県公安委員会告示第5号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期間は、令和6年3月31日までとする。

令和4年4月1日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

氏名	連絡先	活動区域
横山 明	高知県高知警察署生活安全課 電話番号088-822-0110（代表）	高知地区
笹方 一正		
池田 慎治		
松浦 勇雄	高知県安芸警察署刑事生活安全課 電話番号0887-34-0110（代表）	安芸地区
伊藤 智		
西村 浩利	高知県南国警察署生活安全課 電話番号088-863-0110（代表）	南国地区
久保 壽男		
松浦 啓人	高知県須崎警察署刑事生活安全課 電話番号0889-42-0110（代表）	須崎地区
今橋 昭代		
宗崎 重康	高知県中村警察署刑事生活安全課 電話番号0880-34-0110（代表）	中村地区
友永 守		

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

- 高知地区  
高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。
- 安芸地区  
条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域とする。

- 南国地区  
条例別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域とする。
- 須崎地区  
条例別表に規定する高知県須崎警察署の管轄区域とする。
- 中村地区  
条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域とする。

**高知県公安委員会告示第6号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和4年4月1日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

- 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
  - 警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）
  - 種別  
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）  
イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
  - 実施期日  
ア 新規取得講習  
令和4年6月21日（火）から同月30日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の8日間  
イ 追加取得講習  
令和4年6月27日（月）から同月30日までの4日間
  - 実施場所  
吾川郡いの町天王北一丁目14番地  
高知県立高知青少年の家
- 受講者定員  
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
  - 新規取得講習 25人
  - 追加取得講習 5人
- 受講資格者
  - 新規取得講習

<p>受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 最近5年間に1号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、1号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法</p> <p>(1) 受講希望の事前申込方法</p> <p>ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号Lビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。</p> <p>イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。</p> <p>ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間</p> <p>ア 令和4年5月16日（月）及び17日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。</p> <p>イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。</p>	<p>なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法</p> <p>ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。</p> <p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和4年5月18日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間 令和4年5月23日（月）から同月25日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>(ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p>	<p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては47,000円、追加取得講習にあつては23,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p><b>高知県公安委員会告示第7号</b> 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和4年4月1日 高知県公安委員会委員長 古谷 純代</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 交通誘導警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所</p> <p>(1) 検定の実施日及び開始時間 令和4年7月13日（水）午前9時</p> <p>(2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 30人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項</p>
---	--	---

イ 法令に関すること。  
 ウ 車両等の誘導に関すること。  
 エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験  
 ア 車両等の誘導に関すること。  
 イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続  
 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

(1) 検定の申請の受付期間  
 令和4年6月13日(月)から同月17日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法  
 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。  
 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等  
 ア 検定申請書 1通  
 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。)  
 ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚

(4) 受検対象者の確定方法  
 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付  
 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法  
 検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。  
 なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装  
 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品  
 ア 受検票  
 イ 筆記用具  
 ウ 警笛(実技試験に使用するので、本人が使用しているものがあれば持参すること。)  
 エ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽  
 オ マスク  
 カ 雨着(雨天時に使用する。)  
 キ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)

9 検定の実施に関する問い合わせ先  
 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備係担当係

-----  
 入 札 公 告  
 -----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。  
 令和4年4月1日 高知県警察本部長 熊坂 隆

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量  
 土佐NET端末等 一式

(2) 借入物品の特質等  
 入札説明書による。

(3) 借入物品の借入期間  
 令和4年11月1日から令和9年10月31日まで

(4) 借入物品の借入場所  
 高知県警察本部警務部情報管理課が指定する場所

(5) 入札方法  
 ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。  
 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前  
 にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた  
 者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の  
 4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資  
 格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者で  
 あること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物  
 品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第  
 638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者で  
 あること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があ  
 ることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3  
 年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサ  
 ービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加  
 者の資格等(令和2年10月高知県告示第810号。以下「告  
 示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定  
 により入札参加資格の取消しを受けていない者であること  
 又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物  
 品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約  
 を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者  
 であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手  
 続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)  
 に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこ  
 と。

(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札説明書に  
 示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合  
 わせ先  
 郵便番号780-8544  
 高知市丸ノ内二丁目4-30  
 高知県警察本部警務部会計課用度係  
 電話番号088-826-0110(内線2252)

(2) 入札説明書の交付方法  
 令和4年4月1日(金)から同月26日(火)まで(日曜日  
 及び土曜日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所  
 ア 日時  
 令和4年5月26日(木)午前10時30分  
 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和4年  
 5月25日(水)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場

<p>所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部2階 201 会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を令和4年4月26日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和4年4月19日(火)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p>	<p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Terminals of Tosa-NET system (General purpose notebook PCs and other equipment) 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 26 April 2022</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:30 A.M. on Thursday 26 May 2022</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Wednesday 25 May 2022</p> <p>(5) Contact: Supplies Section, Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>	
--	---	--